傾極的安楽死容認の根拠について

- ディベート肯定側立論および補遺

- 予賞気側立論まよる補遺 ――

4

出

晋

笑覧の上あらためて叩き台ともして頂ければ幸甚である。せめてもの実を尽さねばなるまい。浅学ゆえ躊躇したが、

第一節 ディベートでの立論

積極的安楽死は認められるべきである、という肯定論

言

一 ディベートへの姿勢と戦略

対立そのものが可能となり議論が噛み合う土俵を探す必対立を基にして成立する。そこでまず立論に先立って、ねばならない。しかるにディベートは、まさにそうした項対立に裁断され得るかという点からして、問題とされ そもそも、論題が「認められるべきか否か」という二

ある。

も再現した上で、敷衍と補充を試みるのが拙稿の目的で録として向後の参看に供する)を以下まず記し、立論を際の思惑(学的価値を欠くが若手ゼミ初の企画の生の記を掲げて我々はディベートに臨んだのであったが、その

運びとなったからには、固定的役割分担での立論にとど まらず愚考をも綴ることを以て、哲学に携わる者として ディベーターの役割は完遂された筈である。 後続のディスカッションへの捨石となり得たのならば、 綻に於いて、触発される思考こそが本来の目的であった。 ムという形式を通じて、或いはその形式の限界ないし破 だが終了後思いがけず稿を請われ、ここに誌面を汚す 顧みればディベートはあくまでも叩き台であった。ゲー 要があった。

ということ自体、ひとつの問題であった。分野であって、これを「哲学」の俎上で如何に論ずるかを保つことであった。論題が深く関わるのは法と医の二これと別に考慮されたのは、やはり議論の哲学的性格

として敢えて立ち入らない、という論陣を張ってみたの 共に、現実的な反対論については、これを副次的なもの 原理的に積極的安楽死をその一形態として基礎付けると える方策を講じた。生の権利と死の権利を一体と捉え、 結局、我々肯定側は個人の〈自己決定権〉を主軸に据

である。

を意図したのであった。 義塾弁論部で鳴らした金澤を配して、万全の構え(?) 印象を与えんともくろみ、更に反駁および結論には慶應 よくば相手方には威圧感を、ギャラリーには当方有利の 訂の上以下再録)、弁に慣れぬ不利を補うと共に、あわ で立論担当の平出が上の内容を詳記して配布し(一部修 なお蛇足ながら、当日はプリントの配布が許されたの

当日配布された小文

をそれなりに整理することが必要になります。 な形に裁断するためには、或る種の観点から問題の構造 し、もとより極めて複雑な安楽死問題をこのような単純 る権利がある」という一点に求められるでしょう。ただ その根拠は畢竟、「我々は自分の死を自分で自由に決め はじめに

問題の多様性

なるほど安楽死ないし尊厳死に

積極的安楽死は認められるべきです。 ど不可能であるようにすら思われます。

題であって、これらを綜合して包括的に解決するのは殆 色々な問題が山積しているという事態そのものがまた問 関しては、実に多くの論点・問題があります。…(略)…

という可能性も、危惧されるかもしれません。 医者が暴走してしまい、独断で患者を殺してしまうなど いるかもしれません。或いはまた例えば、医療の現場で 指摘されています。確かに、周囲からの何らかの圧力に という意思の自発性の確認が困難である、という懸念が よって、リビング・ウィルに不本意ながら押印する人も 論点の次元の峻別 …(略)…例えば、死にたい

かつ、それ以上のことではない筈です。ここでもし、 るというのであれば、そこで直接に言えることはまさに 種の実際上の危険そのものなのであって、安楽死の理念 きであるが、現実的にはその種の困難・危険が色々と生 れば、それは一種の飛躍ではないでしょうか。即ち、 「その種の危険をなくすべきだ」ということであって、 自体ではありません。 ではなく、むしろ、「本来的には安楽死は認められるべ 「その種の危険があるから、安楽死は認められない」の だから安楽死を認めるべきではない」とまで言うとす ですが、その種の場合に問題なのは、あくまでもその つまり、その種の危険な問題があ

う。 じている」という形で事態を把握することができるでしょ

要的・技術的・派生的な問題の次元と、理念的・原理的・根源的な問題の次元とをこのように峻別する形にないて安楽死問題の構造を捉える限り、後者の次元にあったは積極的安楽死は認められると言ってよいでしょう。実際問題として技術的・法律的に安楽死を容認することが仮に不可能であったとしても、少なくとも安楽死の理念そのものはやはり認められるべきなのです。そして、そう言い切れる根拠は、以下に述べるような、我々の生きのものはやはり認められるべきなのです。そして、そう言い切れる根拠は、以下に述べるような、我々の生きのです。

3 生の権利と死の権利 我々は死ななければならない以上、生きるということは死に向かって生きるということにほかなりません。死は生と分ち難く結び付いています。ですから、我々に自由に生きる「権利」があるとすれば、死を見据えた上で「死を志向する」という形の生を選ぶ権利も当然ある筈です。(多くの場合に自殺が犯罪とされないのは、そのことの一つの現れと言えるかもしれません。)そして、我々が自らの自由な意思で死を志向する限り、そのための単なる手段のひとつとして、「他者により安楽死させてもらう」という方法が選ばれても、なんら不思議はない筈です。

4 消極性と積極性 他者により死なせてもらうという方法が、自由に於いて敢えて選択されるものであると言えるでしょう。従って、それて積極的なものであると言えるでしょう。従って、それて積極的なものであると言えるでしょう。従って、そもそもそうしたものであると言えるでしょう。従って、それて積極的」なそれと「積極的」なそれに別けることには、大きな意味があるとはいう方法が、自由に於いて敢えて選択されるものであるいう方法が、自由に於いて敢えて選択されるものであるいう方法が、自由に於いて敢えて選択されるものであるいう方法が、自由に於いて敢えて選択されるものである。

むしろ極めて積極的な営為と言えるでしょう。単に何もしないという消極的なことでは到底あり得ず、持装置のスイッチを切って死に至らしめるということは、いったん生命維持装置につながれた患者に対し、生命維(a「消極的」安楽死も積極的であり得る)例えば、

(り「積極的」安楽死の方が安楽死として望ましいないでしょうか。

昧であり、そしてその理由は、安楽死ということ自体が安楽死に於ける消極性と積極性との区別は相対的で曖

それとして既に端的に積極的なものであるからではない でしょうか。

らに排除する理由もなくなるでしょう。 くの場合、単に技術的・派生的な問題が不当にも事態の すれば、安楽死問題の解決は極めて困難です。しかし多 られるべきです。その場合、「積極的」安楽死をことさ りで、安楽死は一つの積極的な生のありかたとして認め 安楽死の「本質」を考えるとき、「我々は自由に生きる ます。その点を峻別して、いわば純粋に原理的な次元で (死ぬ)権利を持つ」という立場を究極の根拠とする限 本質」の領域へと浸蝕してきてしまっていると思われ まとめ 多種多様な論点を同等に配視しようと

諸論点の補足と拡充

問題 の所在

によって処罰の対象となる。

を処罰している。しかもその未遂行為ですら、二〇三条 錮ニ処ス」と別段の規定を設け、自殺を手助けする行為

刑法における自殺関与・嘱託殺人の扱われ方をもとに考 の原理的分析に入る前に、まずその現実的側面について、 大きな問題であるように思われる。そこで「死ぬ権利 でこれは〈死ぬ側〉のみならず、〈殺す側〉にとっても えることが、我々に課せられたテーマであった。ところ 積極的安楽死」を「自由と規範」の対立としてとら

察してみよう。

らに行為者に有責性が認められる、という三つの過程が 性を欠いており、それゆえ犯罪とはされないのである。 分で自分を殺すという行為は、まずもって構成要件該当 する行為のみに限られる。犯罪が成立するには、① 当 ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁 シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ嘱託ヲ受ケ若シクハ其承諾 クリアされなければならない。けれども自殺、つまり自 に載っている)、② 加えて可罰的違法性を有し、③ さ 該行為が構成要件に該当し(その行為が犯罪のカタログ には該当しない。殺人罪の対象はあくまでも他人を殺害 ところが同法第二〇二条で、「人ヲ教唆若シクハ幇助 そもそも自殺は、刑法第一九九条が規定している殺人

例えば、A氏に自殺を勧め、あるいは頼まれてナイフを 者の嘱託・承諾を得てその者を殺害する実行行為を指す。 若しくは既に生じている自殺の意思を何らかの方法で強 おこう。自殺関与とは、ある者に自殺しようと決意させ、 める行為を意味する。これに対して嘱託殺人とは、ある とりあえず自殺関与と嘱託殺人の区別を明らかにして

に該当する(二○二条後段)。
A氏に請われて実際にナイフで彼を刺す行為は嘱託殺人購入し手渡すことは自殺関与と言えるが(二○二条前段)、

についても、正犯たる自殺者を処罰しない以上、彼を教なる。従属性説を一貫して堅持してゆくとすれば、自殺ればならない。言い換えれば、正犯が成立しない以上、ればならない。言い換えれば、正犯が成立しない以上、ればならない。言い換えれば、正犯が成立しない以上、ればならない。言い換えれば、正犯が成立しない以上、本来共犯論に関しては、刑法学者の大多数は「共犯従本来共犯論に関しては、刑法学者の大多数は「共犯従

うことを前提とし、61条・62条の教唆・幇助とは全く別一般的な共犯行為として説明するのは不可能であるといに、自殺関与行為については刑法が特殊な犯罪類型を設に、自殺関与行為については刑法が特殊な犯罪類型を設この点について多くの論者は、通説である共犯従属性説この点について多くの論者は、通説である共犯従属性説

れる。

の「行為無価値」的傾向も著しいと言えよう。 といういわゆる国親思想に由来しており、したがってそ といういわゆる国親思想に由来しており、したがってそ といういわゆる国親思想に由来しており、した政策的見地は、 定したもの」と看做すのである。こうした政策的見地は、

いやしくも人を殺す行為である以上客観的な違法性は残と頼んだ当人に対する個別的違法性は減少するものの、たとえ「被害者の承諾」が存在しても、「殺してくれ」成要件に移行させる」『にすぎないからである。よって成要件に移行させる」『にすぎないからである。よって

同意の存在は、殺人行為を違法性の減少した別

個の構

同様に嘱託殺人も不可罰とはされない。というのも、

唆し幇助して死に至らしめた者も不可罰となるはずであ

向を斥け、行為によって惹起される法益侵害を悪とするろう。通説は、行為自体を悪とする「行為無価値」的傾

る、と判断される。

「結果無価値」的視点に基づき展開されていると思量さ

ナリズムを導く。ひいては、自分の命の処し方は自分でたりズムを導く。ひいては、自分の命の処し方は自分できるといる。て間接的に「自殺する」ことまでを否定視するといるの生命といえども勝手に処分することはできないという、生命至上主義に裏打ちされているのであろう。しから、生命至上主義に裏打ちされているのであろう。しから、生命至上主義に裏打ちされているのであろう。しから、生命至上主義に裏打ちされているのであろう。しから、生命至上主義に裏打ちされているのが、やもすると行き過ぎてリーガル・モラリズムを導く。ひいては、自分の命の処し方は自分でといる。

が存しているのである。まさにかかる点にこそ、「自由と規範」が対立する契機決めるという〈自己決定権〉と対立しかねない。そして

楽死」の問題であろう。 今回ディベートの論題として取り上げられた「積極的安この「自由と規範」の対立が如実に現れてくるのが、

⑴ 病者が現代医学の知識と技術からみて不治の病に冒てよい。昭和三七年一二月二二日の名古屋高裁判決は、既に消極的安楽死は学説上ほぼ認められていると言っ

- ② 病者の苦痛が甚だしく、何人も真にこれを見るに忍され、しかもその死が目前に迫っていること。
- ③ もつぱら病者の死苦の緩和の目的でなされたこと。

びない程度のものなること。

- 合には、本人の真摯な嘱託又は承諾のあること。 ④ 病者の意識がなお明瞭であって意思を表明できる場
- 情があること。場合には医師によりえないと首肯するに足る特別な事場合には医師によりえないと首肯するに足る特別な事の 医師の手によることを本則とし、これにより得ない

のである。

ものなること。(6) その方法が倫理的にも妥当なものとして認容しうる

法性が阻却されるとしている⑷。以上六つの要件を全て満たした場合にのみ、安楽死の違

り、生命という保護法益はたとえ本人であっても簡単に を施すのは適当でないと判断されている。ここでもやは 時有力となっている。しかしながらそうした見解におい 積極的安楽死も許されるべきである」『という意見も近 なるほど、「傷病者の生命の多少の短縮を伴ういわゆる 死のみを認め、積極的安楽死を否定していると言えよう。 ていると看做すべきである。ゆえに本判決は消極的安楽 間接的に死に至らしめる行為のみを指していると考えら 処分しえない、というモラルが巌然として介在している が病んでいたとしても肉体的に健康な者に対して安楽死 ても安楽死の対象は「傷病者」にとどまり、いかに精神 れるから、例えば毒物を注射して殺す行為等は禁じられ ている「倫理的」な方法とは、生命維持装置の除去など 死は現在までなお認められていない ⑤。また⑥で示され からも分かるように、精神的苦痛を緩和するための安楽 ただし③中の「死苦」が肉体的苦痛を指していること

者の〈自己決定権〉は最大限尊重されなければならない。ある以上、「死にたい」という患者の意思、すなわち患フォームド・コンセント〉に基づいて形成されたもので量に委ねられるべきであろう。したがって確たる〈インけれども生命の処分に関しては、まずもって本人の裁けれども生命の処分に関しては、まずもって本人の裁

なかろうか。さらに、本人の要請が合理的かつ真摯なもれるよう、違法性阻却事由の枠を拡大してもよいのでは託を条件に、精神的苦痛を和らげる安楽死もまた認めら思うに刑事政策上、医師の慎重な判断と患者の同意・嘱

時に〈殺す側〉である医師を不当な「道徳的」非難から任主体の明確化は、患者の〈自己決定権〉を保証し、同法として許容されるべきである。安楽死の許容範囲と責

のであるときに限り、積極的施術も安楽死のひとつの方

保護することにもつながろう。

なければならない。

おかどうかの判断には、当然ながら細心の注意が払われるかどうかの判断には、当然ながら細心の注意が払われただその際、本人の意思が明白かつ自発的なものであ

緊急避難と看做す説などが展開されている。さらにはたって手術を承諾しないと思われる患者に対し、独断でよって手術を承諾しないと思われる患者に対し、独断でよって手術を承諾しないと思われる患者に対し、独断で

正当化する一種の功利主義的視点がうかがわれる『。こうした立場の背景には、行為の有用性によって結果を

また患者が永続的な意識不明の状態にあり、回復が全

とすべきだ、という議論もあり得る」。。

許された危険」という法理を援用する論者も居るが、

になる」『だけである。と見込めないような場合に対処するための極端な手段とく見込めないような場合に対処するための極端な手段とく見込めないような場合に対処するための極端な手段とく見込めないような場合に対処するための極端な手段と

加えることは相応しくない。ましてや家族による「忖度」が避け難いこれらの承諾形式を、安楽死の正当化事由に仮に積極的安楽死が合法化されたとしても、濫用の危険己決定権)が保全されているとは到底言えまい。ゆえに、己かしこれらはいづれも事実上「承諾」たりえない。本しかしこれらはいづれも事実上「承諾」たりえない。本

うな罪は、『被害者なき犯罪』として、非刑罰化の対象法□○二条)は、その保護法益が若干疑問である。死ぬ法□○二条)は、その保護法益が若干疑問である。死ぬ法□る価値、つまり真の『権利』と考えて、この法さることもできよう。それでも、『死ぬ権利』をこの法さることもできよう。それでも、『死ぬ権利』をこの法と考い行為が許される場合の社会的不安の回避が法益だと考い行為が許される場合の社会的不安の回避が法益だと考い行為が許される場合の社会の表表しては、次のようところで積極的安楽死の合法化に関しては、次のよう

などもってのほかであろう。

(Wet op de lijkbezorging)の改正によって、実質的にオランダでは一九九三年一二月二二日の「遺体埋葬法」

常者への積極的安楽死をも、実質無罪(一・二審は無罪、がりか自殺幇助や、嘱託のない患者(昏睡状態にある者、かりか自殺幇助や、嘱託のない患者(昏睡状態にある者、かりがはないが不可罰とされることになった』。それば

最高裁で有罪・刑は免除)とする判決が下されているロロ。

れた結果の〈単なる殺人〉を助長してしまう危険性が残あったかという点は曖昧にならざるをえず、情にほださねない。そのような状況下では、本人の持続的で真摯なねない。そのような状況下では、本人の持続的で真摯なとはいえ安易な非刑罰化は、医師によらない一般人とはいえ安易な非刑罰化は、医師によらない一般人

罰化が必ずしも妥当であるとは思えない。状に鑑みると、一般人による自殺幇助・嘱託殺人の非刑な使命のひとつにほかならないからである。我が国の現

国民の法感情にも十分配慮しなければならない『。なぜる。また取締上・裁判上・法律上の非犯罪化を図るには、

なら「社会的不安の回避」もまた、法に課せられた重要

決定権〉を尊重し、本人の明示の意思がありかつ医師の結論として、積極的安楽死については、個人の〈自己

法的に肯定されるべきであると言えよう。 手によるという条件を満たす限りにおいて、原則として

二 論点の多様性の処理

「自由と規範」という優れて抽象的なものであったといらためて想起されるのは、セッションの本来の主題が域を包括的に配視し得る論が、求められよう。ここであだが哲学には、各領域と一線を画する論が、かつ各領

ルでの立体的考察が不可欠であろう。

賛成論を立てねばならぬという制約もあり、当日我々がうことである。しかもディベートでは僅か数分で端的な

一つの試みとして模索したのは、自由と規範の対立の具

つ場合があろう。これに鑑みても、現実的問題から「原想としては)認められるべきだ〉といった含みを既に持して例えば、〈(現時点では技術的に認められ難いが理ることであった。〈認められるべきだ〉という表現から

以前の理念型としての自由に於ける基礎付けに目を向け体相をつぶさに追うことではなく、謂わば規範との対立

理的次元」を抽離する試みは必ずしも空論に尽きるもの

三 自己決定権と自殺権

ではないと思われた。

一形態として位置付けることになる^図。 一形態として位置付けることになる^図。 一形態として位置付けることになる^図。 一形態として位置付けることになる^図。 一形態として位置付けることになる^図。

用といった、広義の技術による処理に委ねることになる。ぐ歯止めは、これを法律や医療ガイドラインの整備・運の一つと言えよう。。そして、悪しき殺人への傾斜を防まう構えをとる。積極的安楽死肯定論の古典的パターン

て法的には自殺幇助ないし嘱託・同意殺人をも認めてし

る。「ひとつは、弱者切り捨てへの懸念。二つ目は、高

例えば次のような安楽死反対論が挙げられることがあ

齢化社会で悪用される恐れがあるとの指摘。三つ目は

のみならず、のと言うところの様だのできて、それれが認められるべきではないとまでは直接には言えまい。捨てがなされぬようにすべきだとは言えようが、安楽死だが、弱者切り捨てが懸念されるなら、まさに弱者切り医師に生殺与奪の権利を与えることになるとの不安」『。

安楽死は認められるべきだ〉と開き直るのは軽慮に過ぎは反対派というよりむしろ所謂「条件賛成派」であろう。ば安楽死を認めるというのであるならば、この種の論者ば安楽死を認めるというのであるならば、この種の論者

逆に、終末医療で「尊厳切り捨て」がなされ、故にこそ的には解決し得ない、という見解も無視できない。だがべき個人の意志がいつしか圧迫・誘導され、それは技術の論拠にはなり得よう。安楽死を認めれば、自由である

る。弱者切り捨てへの懸念が予想されるだけでも、否定

ここでの論法は、所謂〈自殺権〉を最大限に認め、従っ

存する一方、〈究極的には死という「救い」もあるのだ〉また、安楽死是認が患者の闘病意欲を減退させる危惧も個人の自由意志に於ける死が主張されるという面もある。

するが如きは、それこそ悪しき意味で現実を抽離する短が随伴するからとて、ただちにその事柄そのものを拒否れねばなるまいが、ともあれ、或る事柄に何らかの危険功利的には、かような種々の利害関心が広汎に較量さ

も理解されよう。

という安心感があってこそ闘病意欲が湧く、という心情

絡論である、とまでは言えよう。

意に於いて「包丁問題」が倫理的に存在しない(存在すすることは無論できないが、かような形態での社会的合は克服されているように見える。これを安楽死と同一視一方で、包丁の使用は一般に認められており、楔論法思場合、危険はそれとして回避する努力が不断になされる場合、危険はそれとして回避する努力が不断になされる認められるべきではない、と主張されたりはしない。この認められるべきではない、と主張されたりはしない。この認められるべきではない、と主張されたりはしない。

つ、「正当」や「べし」への討究とも相俟ってメタ倫理得るからである。かく問題は歴史性や相対性とも絡みつは、そうした安寧状態も激変(パラダイム・シフト)し実認定に還元され得るかどうかは疑問である。ひとつに実調を唱え(ようともし)ない状態にある」という事や異論を唱え(ようともし)ない状態にある」という事

「個人に自分の生命についての管理権を与え、当人が同さて〈自己決定権〉という点似については、なるほど

う必要があるが、ここでは割愛せざるを得ない

に連なるのであって、本来は「道徳の根拠」[®]からも

心主義の傲慢な思想に過ぎぬとして相対視する見地もあこれを単に近代的な個人主義・自由主義、ないし人間中の倫理的位置は別として)一般的な見解であろう。だが、の幸福を保護するのに役立つ」。というのが、(「幸福」意する時を除いて他者に管理させないことが、普通は当

り得る。例えば全体主義的な思想では個人の生命支配権

は大幅に制限されよう。或いは、生命は神与のものであ

という形の極論も可能かもしれない。いずれにせよ、ではなく、その意味で人間には生きる権利がない、などを滅ぼし環境破壊をなす人間という生命体は生じるべきまた、地球の環境や生態系を第一義に考えれば、動植物り人は神のために生きる、という宗教的思想もあろう。

限らない。権利問題や価値判断の妥当性が、「誰も反対

もとより、社会的合意があってもその合意が正当とは

とは、考究の一つのとば口として無意味ではあるまい。

た事態の分析と併せ安楽死問題との比較対照を試みるこるとしても、問題視されていない)のであれば、そうし

は容易ではない。

の処分権はないと、よくいわれている」®のであって、か。この点(6)についても、「人間は自己の生命について正当化されるにしても、そこに自殺の権利が含まれる

想も古来多いことは周知の通りで、拙速な論断は許され説いたのも有名である™。だが他方、自殺に肯定的な思義務とし、自殺は自己矛盾であり人格の物件化であるとはよく知られている。カントが自殺禁止を自己への完全自己決定の対象から死を除外する」『可能性は大いに考「自己決定の対象から死を除外する」『可能性は大いに考

るをえない」。少なくとも自殺は犯罪とはされない。のれてしまう自殺は、その事実性に於いて、認められ「ざれてしまう自殺は、その事実性に於いて、認められ「ざれてしまう自殺は、その事実性に於いて、認められ「ざれてしまう自殺は、その事実性に於いて、認められ「ざれてしまう自殺は、その事実性に於いて、認められ「ざれてしまう自殺は、その事実性に於いて、認められ「ざれてしまう自殺が認答如何とは別に、現に我々が自殺し得る能思想的な認答如何とは別に、現に我々が自殺し得る能思想的な認答如何とは別に、現に我々が自殺し得る能思想的な認答如何とは別に、現に我々が自殺し得る能思想的な認答如何とは別に、現に我々が自殺し得る能思想的な認答如何とは別に、現に我々が自殺し得る能思想的な認答如何とは別に、現に我々が自殺し得る能思想的ない。

れること、上で論じられた通りである。れること、上で論じられた通りである。とは正当化されない。かくして、〈自己決定権〉にた論点等が指摘される。。かくして、〈自己決定権〉にた論点等が指摘される。のからして、〈自己決定権〉にた論点等が指摘される。のから、自殺分の命を放棄しているのになぜ犯罪になるのから、自殺分の命を放棄しているのになぜ犯罪になるのから、自殺分の命を放棄しているのには、というに思われる。これと平行ことは正当化されない」。

積極性と消極性の差

を認める形で消極的安楽死を認めている。我が国でも、リフォルニア州法(一九七六年)。以来四〇以上の州でリフォルニア州法(一九七五年)。以来四〇以上の州でうに思われた。オランダは上記の如くであるし、米国でうに思われた。オランダは上記の如くであるし、米国で

上記の名古屋高裁「山内判決」(一九六二年)が、安楽極的安楽死までは認めている(一九九四年)。司法では本学術会議でも、「死と医療特別委員会」の報告ので消も違法性はないであろうとの見解を打ち出した。また日

告で®、リビング・ウィルに基づき延命措置をしなくと

日本医師会の生命倫理懇談会が一九九〇年と九二年の報

というだけの理由で、自殺への意思を不毛に終わらせる仮に〈自殺権〉が認められるならば、「実行能力の欠如できるか。この点心に関しては既に法に即して述べた。

では、積極的安楽死を自殺の「手段」と見做すことが

的安楽死の是認を前提としての議論が期待されていたよ

そもそも積極的安楽死が論題とされるからには、消極

を受けいれようとする医療機関や医師は少しずつふえて て活動を続けている『。実際の医療現場でも、「尊厳死 死是認の要件を明示したものとして重視されている。民 では 「日本尊厳死協会」が今や会員約六万九千を擁し

いる」とのことである。。

かような趨勢にあって、「消極的な安楽死が現代医学

的に解決済み」とも言われる㎝。仮にそうだとして、で では既成事実」「消極的な安楽死についての論争は倫理

は積極的な安楽死はどうなのか。 例えば次のような考え方がある。「もし、単に治療を

患者はもっと苦しむことになるかもしれない。この事実 らしめる注射を与えるよりも、その患者の死は長引き、 ひかえるだけであれば、直接的な行動が取られて死に至

ある。

場合、医師が何もしていないというのは正確には正しく とを考える強力な理由となる」、また、「消極的安楽死の 楽死が実質的には消極的安楽死よりも望ましいというこ めの決定が一度なされてしまうと、むしろ逆に積極的安 は、患者の苦しみを引き延ばすことはしないというはじ

的安楽死こそが安楽死の目的に相応しい場合がある、そ 我々の立論はこの見解に沿うものであった。 即ち積極 重要なことをしているからである」。

医師は、患者を死ぬままにしておくという極めて

位置付けたのであったから、患者の自発性・積極性のみ て、生=死の権利に基づく自殺の一形態として安楽死を ある。そもそも立論では、〈殺す側〉の問題は度外視し して、消極的安楽死も実は積極的である、という二点で

種類の区別に過ぎなくなる。 れる故、その積極性と消極性との区別は、単なる手段の が要件になる。医師の行為は、 自殺のための用具と同様、 純粋な「手段」とみなさ 患者のこの積極性に従属

不正確であり、立論での文言が語弊を招きかねないこと、

とすれば、消極的安楽死も積極的であるという表現は

属する場合に、その意味でのみ、 る。。ただ高次の積極性(患者の自由な自己決定)に従 認めるにやぶさかでない。積極性と消極性の区別は存す 両者共に積極的なので

は、 上で死にたい〉という念慮が即ちこれである。この場合 為に拠らず自然に死にたい〉〈天命を待ちたい〉 従って消極性が積極的に求められる場合もある。〈人 過剰な加療の忌避や不自然な延命からの解放自体が

少なからずかような意味合いを帯びているように思われ 目的であって、苦痛の増減や死期の伸縮はむしろ副次的 る心。これは〈死ぬ権利〉よりは ですらある。我が国で容認されつつある「尊厳死」は、 〈死にゆく環境を選ぶ

なろう。 ては、積極的に死なせる行為はむしろ目的に悖ることに権利〉の問題かもしれないが、かく消極的な安楽死にあっ

は無理があろう。 は無理がある。 は無理がある。 は無理がある。 は無理がある。 は無理がある。 は、ことはできず、前者の容認 は、ことはできず、前者の容 は、ことはできず、前者の容 は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、は、ことはできず、ことはできが、ことはできず、ことはできず、こと

れが倫理的に認められるべきか否かという問題にも依然ならば、積極的安楽死との距離も縮まることになるは、すめで安らかな死を迎えたいという意志をかなえるこならば、積極的安楽死との距離も縮まることになるようになるないで安らかな死を迎えたいという意志をかなえるこまさにそれとして求められる状況が存する。或いは、まさにそれとして求められる状況が存する。或いは、はかしまた、両者が別物だからこそ、積極的安楽死がしかしまた、両者が別物だからこそ、積極的安楽死が

結語

検討の余地が残るであろう。

当日の断定的な立論を以上不十分ながら補ってきたが、

例えば〈情緒的な嫌悪〉や〈漠然とした不安〉といった相強よりは諸論点の拡充に努めたつもりである。従って、結論も端的な是認ではない。少なくとも、積極的安楽死は認められないと言い切ることはできないであろう。ここれにより、現実的な諸問題を丁寧に汲み取ることの重要性が、むしろあらためて痛感されたように思われる。 これにより、現実的な諸問題を丁寧に汲み取ることの重要性が、むしろあらためて痛感されたように思われる。 にって、補強よりは諸論点の拡充に努めたつもりである。従って、補強よりは諸論点の拡充に努めたつもりである。従って、

註

(1)

謝意を表する。

(2)

となく、きめ細かくすくい上げて論理に組み込み続ける

ものすらをも、単なる非合理的な感情として排却するこ

必要があろうことを確認して、結びとしたい。

末尾ながら、貴重な機会を賜った若手ゼミに深甚なる

九年)三一頁。なお強調は原文のまま。

⑶ 前田雅英『刑法総論講義』(東京大学出版会、一九八

八年)一四五頁。

「安楽死」、平野龍一/松尾浩也編『別冊ジュリスト』(4)高裁刑集一五巻九号六七四頁。簡便には、大塚仁

八四年三月)六八頁。或いは保阪正康『安楽死と尊厳八二号「刑法判例百選・総論」(有斐閣、第二版一九一安楽死」、平野龍一/松尾浩也編『別冊ジュリスト』

(5) 昭和二五年四月一四日の東京地裁判決でも、「精神的死』(講談社現代新書、一九九三年) 三五頁以下。

ことができない」としている。「裁判所時報」五八号死を惹起する行為があっても、これを正当行為とする的苦痛が激烈でない以上、精神的苦悩を取り除くため苦悩はそれがいかに激烈であっても、疫病による肉体苦悩はそれがいかに激烈であっても、疫病による肉体

九八七年)二四頁。 ① 大塚仁『刑法概説(各論)《改訂版》』(有斐閣、一

車の運転は許される」というものがそれにあたる。す考え方を指す。例えば、「車は危険なものであるが、たとえ実際法益が侵害されてもその行為を適法と看做必要な規則を遵守しかつ過失が認められない場合には、例 行為自体に法益侵害の危険性があっても、行為者が

(8)

ニュージャージー州最高裁はカレン・クインラン事

に代わる組織設立を示唆した。人の承諾を得るのは不可能とみて、委員会という承諾件において、生命維持装置の取り外しについて患者本

⑼ 宮野彬「安楽死・尊厳死」、藤木英雄編『ジュリスト

斐閣、一九七七年一一月)五八頁。 増刊』「刑法の争点・法律学の争点シリーズ」1(有

⑾ 嶋津格「生と死の倫理と戦略」、『法律時報』 五八巻

一号(一九八六年)一〇〇頁。

(11)

しくは、森下忠「末期患者の生命中断 ―― オランダの検視担当官・検察官が携わるべく規定されている。詳

ければならない。また安楽死の認定には医師のほか、

ただし、やはり原則として医師の手によるものでな

「オランダ人の『死の選択』」、『出版ダイジェスト』 一九九四年)二四―二五頁を参照せよ。また、秦洋一

新立法に寄せて ―― 」、『法令ニュース』五五四号(一

死裁判リポート ——人に自殺の権利はあるか」、『文藝』 ジャネット・A・シャボット「オランダ健常者安楽五二五号(一九九四年)も参考になる。

かわらず良俗に反する場合にのみ違法に行為したものいるドイツ刑法が挙げられよう。「行為が承諾にもか参考として、同意傷害に関して特別の規定を設けて春秋』一九九四年一○月号参照。

(13)

社会の〈健全な法感情〉に照らして判断されるべきも である」(刑法二二六条a)。ここでいう「良俗」性は、

のとされている。 例えば宮野彬『安楽死から尊厳死へ』(弘文堂、一九

(15)例えばペイン・クリニックの進歩。

八四年)を参照。特に第三章第三節。

ધり「意識障害の治療研究会」の「慢性意識障害スコアリ 二一日)は、植物状態に細区分を設けるもので、尊厳 ング小委員会」がまとめた中間報告(一九九四年七月

死容認論に対し慎重さを求めるものとしても報道され

☞ 一例として、健康保険制度に基づく現行医療制度に

まつわる問題につき、保阪前掲書一二八頁以下参照

四 ここでの積極的安楽死は、「任意的安楽死」(なかん 年)参照 めぐる憲法問題」、『ジュリスト』八八四号(一九八七 竹中勲「人権としての『自己決定権』 ―― 生と死を

ば、自由意志を全く欠く重度障害新生児の積極的安楽 大学出版会、一九七九年)二〇頁に拠る。) 従って例え この分類は、宮川俊行『安楽死の論理と倫理』(東京 的安楽死」でも「不任意的安楽死」でもない。(なお ずく「依頼安楽死」)として想定されており、「非任意

> ぬ権利よりはむしろ周囲の死なせる権利であろう。 阿南成一『安楽死』(弘文堂、一九七七年)五、一一、六

死問題等は埒外となる。その場合の問題は、本人の死

学出版会、一九八八年)参照。或いはまた例えば、フッ ト(Ph.Foot)は「個人の自己決定権をその生命にま 尚武/飯田亘之篇『バイオエシックスの基礎』(東海大 五─七○頁参照。また、ジョーセフ・フレッチャー 「倫理と安楽死」、エンゲルハート/ヨナス他著、加藤

『書斎の窓』三三五号(一九八三年)四二頁。 る」とのことである。加藤尚武「安楽死と自殺幇助」、 で及ぼして、自殺幇助一般を是認する結果になってい

以下参照。これの解説として、今井道夫/香川知晶 応えて」、前掲『バイオエシックスの基礎』 一二九頁 『バイオエシックス入門』(東信堂、一九九二年)九 トム・L・ビーチャム「レイチェルスの安楽死論 保阪前掲書四九頁。

七頁参照。或いはJ・レイチェルス著、加茂直樹監訳 『生命の終わり―― 安楽死と道徳 ――』 (晃陽書房、

科学と法哲学を結ぶために」、『法律時報』五七巻二号 一九九一年)三二五頁以下参照。また米本昌平「生命 (一九八五年)参照

(23)

当日の立論では、「原理的次元」を「技術的次元」の

に対して例えば、「患者の容易かつ迅速な致死」と「患 優位に置くという形で問題の構造を捉えた。だがこれ

者の保護(乱用の防止)」という二点は「そもそも相

容れない」のであり、その意味で問題そのものが矛盾

掲書一〇一頁。 でありディレンマである、という把握もある。阿南前

🛭 本誌二一号(一九九三年度版)シンポジウム「道徳 の根拠」参照

(25)前掲『バイオエシックスの基礎』一五九頁。 リチャード・B・ブラント「欠損新生児の生存権」、

(27)号(一九八八年)一二頁。 嶋津前掲稿一〇〇頁

(26)

加藤一郎「生命倫理と自己決定権」、『法学教室』九〇

図『人倫の形而上学の基礎付け』第二章。 ただし安楽死 に一種準ずるかのような事例は決疑論的問題として扱 われている。『人倫の形而上学』第二部「徳論の形而

(30)長尾龍一「生命と倫理」、『法律時報』五八巻二号 ころとしただけ」とも言われる。阿南前掲書六七頁。 でも許したわけでもなく、ただ法律の関知しえないと れが廃止されたことについては、「自殺を認めたわけ (29)

かつて自殺を違法とする「自殺法」も存在した。こ

上学的基礎論」六節

(一九八六年) 一一〇頁。

③ 酒井安行「『死」 『生命』についての自己決定権を問

う」、『法学セミナー』四四八号(一九九二年)五九頁。 唄孝一『生命維持治療の法理と倫理』(有斐閣、一九

(32)

九〇年)第二部が法的に詳しい。簡便には保阪前掲書

三九頁以下。

図 唄上掲書第四部が資料的に詳しい。

© 甲斐克則「リビング・ウィル」、『法学教室』 一二四

号(一九九一年)が法的問題を扱っている。

図「『説明と同意』についての報告」(一九九○年一月一 六日)、「末期医療に臨む医師の在り方」 (一九九二年

06 一九九四年五月二六日総会承認。 三月一八日発表)。

™「安楽死法制化を阻止する会」など、平行して反対運 頁参照。 動があったことも忘れてはなるまい。保阪前掲書四八

38 保阪前掲書一三八頁。

(39) また同じくレイチェルスの前掲『生命の終わり』二〇 前掲『バイオエシックスの基礎』一一四、一一九頁。 フレッチャー前掲稿一三五—一三六頁。 J・レイチェルス「積極的安楽死と消極的安楽死」、

二頁など参照。

- 別 ノーユエレスは可称と前肢のにはでは、これには、 乱については、保阪前掲書六二―六四頁参照。 一間をとの関係の混め「消極的安楽死」概念と「尊厳死」概念との関係の混
- 論じている。前掲『生命の終わり』一九七頁以下。 ゆ レイチェルスは両者に道徳的な差異がないことを縷々

△追記〉

た(一二月二一日)。いずれも今後の推移が注目される。た(一二月二一日)。いずれも今後の推移が注目される。が、反対派の訴えにより施行に「待った」がかかり、公防票(一九九四年一一月八日)を経てついに制定された投票(一九九四年一一月八日)を経てついに制定された投票(一九九四年一一月八日)を経てついに制定された投票(一九九四年一一月八日)を経てついに制定された投票(一九九四年一一月八日)を経てついた制定された。

(かなざわ しゅうじ・ひらで すすむ 早稲田大学)